

Title	静岡賤機山古墳, 後藤守一、齋藤忠, 静岡市教育委員会
Sub Title	
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1953
Jtitle	史学 Vol.27, No.1 (1953. 12) ,p.97- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19531200-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

豆粕生産の歴史を尋ねて、從來の所説の如く、滿洲の豆粕は清末に始まるのではなく、既に乾隆時代に盛に生産され、支那本土に移出されてゐたとし、更に支那では豆粕は明末から棉花栽培の肥料として使用されてゐたことに言及してゐる。(五七)は(五三)、(五四)、(五五)等の論文の要點が紹介されてゐるのみならず、更に茶・生絲・絹織物・木棉栽培・棉織物等の歴史をも略述してゐる。(五八)は支那農業史上特異な事例たる害蟲驅除について、蝗の發生状態、その驅除に關する政府の施策などを詳述したものである。なほ他に(五二)「支那史上に於ける公私債務の免除」があり、日本史上に於ける徳政に似た事例が支那史上にも存在したか否かを考究したものであつて、公私債務の免除は五代に最も多く行はれ、それは動亂の時代に貧民の勢力が無視されぬほど増大したためであるとし、元代以後は一本一利制の樹立によつてこの制度が行はれなくなつたと論じてゐる。

最後に附録は(一)「先秦の鑄造貨幣に就いて」、(二)「支那古代の錢范に就いて」、(三)「支那古金銀の形制に就いて」、(四)「竹頭木屑錄」、(五)「續竹頭木屑錄」、の五篇の講演筆記その他を含んでゐる。以上、掲載の諸論文を簡単に紹介したが、何れも支那經濟史學の基礎的な論文ばかりであつて、東洋史を専攻する者にとつて必讀文獻であることは勿論、東洋史以外の人にとつても必ず有益な書であることは疑ない。なほ巻末の榎一雄氏の著された「加

藤博士小傳」は博士の生涯及び業績が躍如として描かれ、本書に一層の光彩を加へてをり、また「あとがき」は中島敏氏の執筆で、本書の編纂や成立までの由來並びに關係諸論文が懇切に説いてある。(和田博徳)

静岡賤機山古墳

後藤守一、齋藤忠
静岡市教育委員會

静岡市街の背後に北方から延びた賤機山の突端に本古墳がある。日本考古學協會登呂遺蹟調査特別委員會は登呂遺蹟の發掘を行ふかたわら、その完璧を期する爲、附近に於ける繩文、彌生、古墳、有史の各時期の遺蹟をも併せ調査したが、その一事業として、昭和二十四年三月、執筆者後藤守一、齋藤忠兩氏を中心にして古墳の發掘調査が行われたのである。

さて本書の内容は第一「調査の經過」、第二「遺蹟」、第三「遺物」、第四「考祭」の四章より成り、第一を齋藤氏、第二、第四を後藤氏が執筆し、第三は兩氏が遺物の種目別に從つて分擔執筆されている。

調査の結果本墳は直徑三十二米、高さ七米の圓墳と推定され、南に羨門を開く横穴式石室を有する。石室は玄室の長さ六米八十

糧、幅最奥で二米四十七糧、羨道は長さ五米六十二糧を測る。構架法は必ずしも巧妙を極めてはいないが、用石の巨大なこと、玄室の高さ三米を越える雄大さは、筆者も實見したがこの急峻な山頂によくも築き上げたものと觀者をして驚嘆せしめる。しかも石室内には美事な家形石棺がおかれて居るのは東日本としては珍らしく注意を惹く所である。

遺物は古く明和年間に密掘された爲に石棺内に有した多くを失つていたが、石棺周圍はその厄を免れ、かなり豊富な副葬品が発見されて當初の埋葬状態を明かにし得た點は不幸中の幸いであつた。主要なものとして冠帽金具の存在は數少い同種遺物に一新例を加えたものであり、特にその一部と認められる「步搖付花傘狀金具」は珍らしく、福島縣相馬郡發見品と酷似して居り、その用途を推し得るに至つた。他に鈴鏡もあり、ガラス玉、金銅製玉が見られる。多數の大刀の中には拵をよく殘存するものがあつた。石突を附した銚の發見は興味深く、刀子、鐵鏃の如きも存在している。更に挂甲、鞍橋、杏葉雲珠類、金銅鈴等には注意を要するものがあり、用途不明の金具も數個存するが、その一は上總金鈴塚から類品が発見され、早大考古學研究室で馬面とされたものをも含んでいる。後藤氏はこれを馬面とすることに反對して居られるが従うべきであらう。工具としては鐵製斧頭が発見されている。土器は一ヶの土師器壺の外四十九個の須惠器が石棺周圍三方

から出土した。齋藤氏は副葬の場所によつて器形に差異が見られ、また製作上の精粗が見られることに留意し、容器副葬の意義を考察する重要な資料であるとされた。

第四考察の章に於て後藤氏は「賤機山の年代」「墳丘」「石室」「石棺」「遺物の考察」最後に「賤機山の地位」について説かれている。先づ年代觀としては家形石棺がわづかに舟形石棺の倣を殘している點、鏡の存在、倒卵形鏢の未發達、須惠器々形の古い點などから、古墳文化後期の前半に比定し、更に金環の存在する點を重視して、それを古墳文化の終末を飾る遺物と考え、更に細く「後期の前半期の中で後半期に近いもの」とされ、絶對年代を西曆六世紀、或は六世紀後半から七世紀前半頃に求められた。實年代としては誠に無理なき見解と思われが、たゞその據どころとされた家形石棺の形態論には果して舟形石棺の傳統によつて棺身の巾が前後でわづかに差異を示し、且つ高さにも前後相違を見せていると斷すべきかに疑問の餘地があるかと思われる。氏は後に「石棺の考察」の一項を設けて、詳細に論述を進め、舟形木棺―舟形石棺―家形石棺の推移過程を論じて居られるのであるが、未だこの石棺の年代觀にまで及ぼすには危懼を抱かざる得ないのを遺憾とする。また金環の存在が果して「後期前半の後半期」と決定づける資料として扱ひ得るものかどうか、些か不安がある。特に出土地點が石棺外である點に於て。今筆者の編年に對

